

議案第79号

幸手市土地開発基金条例を廃止する条例

幸手市土地開発基金条例（昭和45年条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

先行用地取得の必要性が薄れたこと及び基金の設置目的を果たしたことから、幸手市土地開発基金条例を廃止したいので、この案を提出するものである。